

平成 27 年度（2015 年度）社会保障関係予算

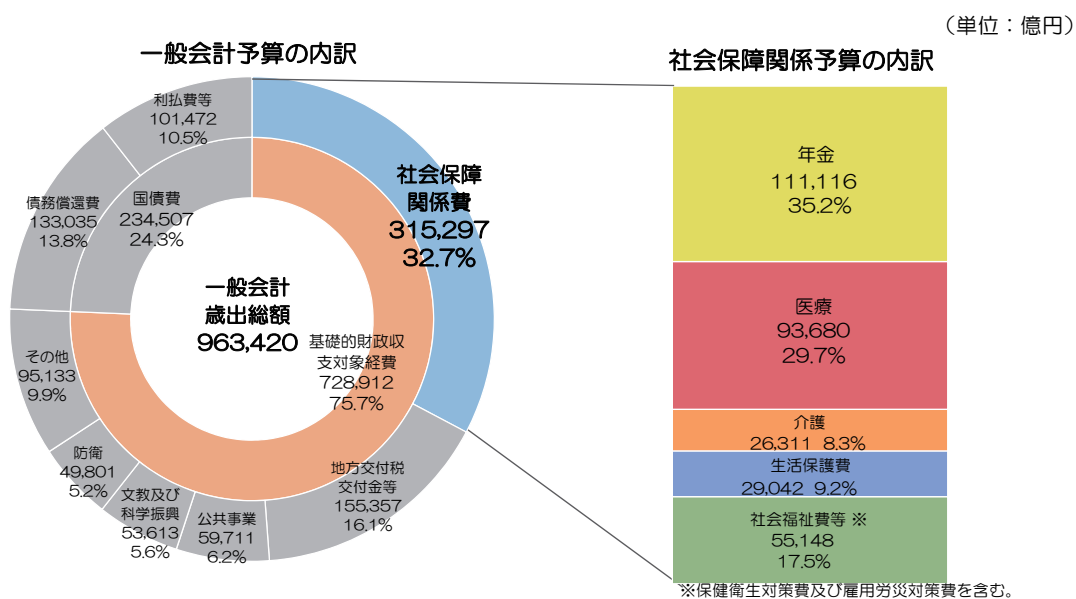
— 社会保障に対する信頼と制度の持続可能性 —

厚生労働委員会調査室 吉成 俊治

1. はじめに

平成 27 年度予算における社会保障関係費は 31 兆 5,297 億円であり、一般会計歳出（96 兆 3,420 億円）の 32.7%を占める。前年度当初予算比で 1 兆 30 億円（+3.3%）の増額となり、2 年連続で 30 兆円を超え過去最大規模となった。一般会計歳出から国債費を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）対象経費（72 兆 8,912 億円）が前年度比 2,791 億円増にとどまったことからすると、社会保障関係費の増加が際立っている。基礎的財政収支対象経費における社会保障関係費の割合は 43.3%、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いた一般歳出（57 兆 3,555 億円）における社会保障関係費の割合は 55.0%となっている。

図表 1 平成 27 年度一般会計予算・社会保障関係予算の内訳



（出所）「平成 27 年度社会保障関係予算のポイント」等（財務省）より作成

社会保障関係費の内訳は、まず、年金医療介護保険給付費が 23 兆 1,107 億円（対前年度比+2.5%）であり、更にその内訳は、年金 11 兆 1,116 億円（対前年度比+3.1%）、医療 9 兆 3,680 億円（対前年度比+2.3%）、介護 2 兆 6,311 億円（対前年度比+0.4%）

となっている。次いで、生活保護費 2 兆 9,042 億円（対前年度比▲0.6%）、社会福祉費 4 兆 8,591 億円（対前年度比+8.9%）¹、保健衛生対策費 4,876 億円（対前年度比+19.1%）²、雇用労災対策費 1,681 億円（対前年度比▲7.9%）である（図表 1 参照）。

また、厚生労働省が所管する特別会計の歳出³は、労働保険特別会計が 3 兆 6,227 億円（対前年度比▲2.1%）、年金特別会計が 60 兆 7,823 億円（対前年度比+6.6%）となっている。このほか、東日本大震災復興特別会計に 802 億円（対前年度比+65.7%）が計上されている。

平成 27 年度予算は、社会保障・税一体改革（以下「一体改革」という。）の実施による消費税増収分を活用した 2 度目の当初予算となる。政府は消費税率 10%への引上げを平成 27 年 10 月から平成 29 年 4 月に 1 年 6 か月延期するとしており、消費税率 10%への引上げを前提に見込まれていた施策について見直しを迫られたことから、消費税増収分を主な財源とする「社会保障の充実」の動向が注目された⁴。

本稿では、一体改革の経緯について概観した後、平成 27 年度社会保障関係予算の編成過程及び主要事項について紹介する。

2. 社会保障・税一体改革の経緯

高齢化等に伴う社会保障給付費の増加と財政悪化を背景に、持続可能な社会保障制度の構築とその安定財源確保に向け、政府は平成 24 年 2 月、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、それに基づき提出された一体改革関連法案が同年 8 月に成立した⁵。

消費税率については、平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%に段階的に引き上げることとし、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収は、地方消費税収に係る 1%分を除き社会保障財源化されることとなった⁶。また、消費税率 10%への引上げに伴う増収分 5%の使途の内訳は、社会保障の充実に 1%分程度、既存の社会保障

¹ 増加の要因は、子ども・子育て支援新制度の実施（本文 4.（5）ア）等による。

² 増加の要因は、難病・小児慢性特定疾病への対応（本文 4.（2）イ）等による。

³ 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。

⁴ 消費税率引上げ延期に伴う社会保障改革スケジュールへの影響については、杉山綾子「消費税率引上げ延期による『社会保障の充実』への影響」『立法と調査』（2015.3）No.362を参照のこと。

⁵ 成立した 8 法律は、社会保障制度改革関係が「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）、年金関係が「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号）の 2 法律、子ども・子育て関係が「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）の 3 法律、税制関係が「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 69 号）の 2 法律である。

⁶ 「社会保障・税一体改革大綱」において、「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する」とされた。

の安定化に4%分程度を充てることとされた。

一体改革関連法として成立した改革推進法⁷に基づき設置された社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）の報告書において、少子化対策、医療、介護及び年金の4分野における改革の具体的な方向性が示された。

同報告書を受け、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」が平成25年8月に閣議決定された。同骨子に基づき、社会保障4分野の改革について、検討項目、実施時期及び関連法案の国会提出時期の目途を明らかにしたプログラム法⁸が同年12月に成立した。

政府は、プログラム法で示された社会保障制度改革の工程に従い、順次、個別法改正案を提出するなど、所要の措置を講じてきた（図表2参照）。平成27年通常国会においては、医療保険制度改革関連法案が提出される見込みであり、平成27年度予算においても所要の措置が講じられている（後述）。

図表2 社会保障制度改革の実施状況等

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
少子化対策	○ 子ども・子育て関連3法成立	● 次世代育成支援対策推進法の改正法案提出⇒成立 ● ○>▲ 施行 ● ○>▲ 施行 ● 雇用保険法の改正法案提出⇒成立		▲ 新制度 施行(予定) ▲ 施行	
		【予算措置】 ・待機児童解消加速化プラン ・保育緊急確保事業			
医療・介護サービスの提供体制、介護保険制度		● 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案提出⇒成立	【予算措置】 ・診療報酬改定 ・財政支援制度(基金)の創設	▲ 順次施行 【予算措置】 ・介護報酬改定	【予算措置】 ・診療報酬改定
医療・介護			【予算措置】 ・70～74歳患者負担見直し ・高額療養費制度の見直し ・国保・後期高齢者医療の低所得者保険料軽減措置の拡充	● 国保法その他医療保険各法の改正法案提出	順次施行
難病・小児慢性特定疾病対策		● 難病の患者に対する医療等に関する法律案(新法)・児童福祉法の改正法案提出⇒成立		▲ 施行	
公的年金制度	○ 年金関連4法成立		【財政検証結果公表】	▲ 順次施行	▲

●: 法案提出 ○: 法案成立 ▲: 施行時期

(出所) 社会保障制度改革推進会議（第1回）資料（平26.7.17）（内閣官房）

3. 平成27年度予算編成過程

(1) 概算要求

政府は平成26年7月25日、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方

⁷ 「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）

⁸ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）

針について」⁹を閣議了解した。同方針では、年金・医療等に係る経費について、高齢化等に伴う増加分、いわゆる自然増の要求を認めているが、同時に自然増の内容を厳しく精査していくことを含め、年金・医療等に係る経費について、合理化・効率化に最大限取り組むことを求めている。

概算要求段階では平成27年10月に消費税率を10%に引き上げるか否かについて、最終判断がなされていなかったため、消費税増収分を主な財源とする「社会保障の充実」については、予算編成過程で検討されるもの（いわゆる事項要求）とされた¹⁰。

（2）消費税率10%への引上げ延期

平成24年8月に成立した税制抜本改革2法¹¹では、消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げることが定められたが、両法律の附則には、消費税率引上げに係る規定の施行前に、「経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、（中略）経済状況等を総合的に勘案¹²した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」旨の景気判断条項が規定されている¹³。

安倍総理は平成26年11月、景気判断条項に基づき、消費税率の10%への引上げ延期を、平成27年10月から平成29年4月に1年6か月延期¹⁴するとともに、再延期は行わないことを表明した。

消費税率引上げ延期により、平成27年度の消費税増収額（対平成25年度比）は当初見込みの9兆円台半ば程度から8.2兆円へと縮減されたため、消費税増収分を主な財源としていた「社会保障の充実」については見直しが避けられず、その行方が注目された。

（3）平成26年度補正予算

平成27年2月3日、緊急経済対策¹⁵を反映させた平成26年度補正予算が成立した。

⁹ 次年度予算について各府省が概算要求できる上限を前年度比として示したものである。

¹⁰ 「社会保障の充実」のほか、医療保険制度改革、報酬改定（介護、障害福祉サービス）、生活困窮者自立支援制度の実施に伴う経費等、過去の年金国庫負担繰延べの返済、雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担の本則戻し等が事項要求とされた。

¹¹ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）

¹² 消費税率引上げに係る経済状況等を総合的に勘案する際の参考とするため、政府は平成26年11月、「今後の経済財政動向等についての点検会合」を5回にわたり開催し、有識者・専門家計45名から意見を聴取した。

¹³ 消費税率10%への引上げ判断時期について安倍総理は、消費税率の8%への引上げに伴う反動減後の経済回復について、平成26年7～9月期のGDPを始めとする各種経済指標を勘案した上で平成26年中に判断する旨を示していた（第186回衆議院本会議録第2号12頁（平26.1.28））。

¹⁴ 消費税率引上げ延期の理由としては、平成26年7～9月期の個人消費が前年同期比で2%以上減少している中で、消費税率を平成27年10月に更に引き上げることが個人消費の押下げやデフレ脱却の後退につながるためとされている。

¹⁵ 本経済対策（「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」）は、現下の経済情勢等を踏まえた生活者

予算総額 3 兆 1,180 億円¹⁶のうち、厚生労働省所管分として、「待機児童解消加速化プラン」¹⁷の推進に 120 億円、「子育て世代包括支援センター」¹⁸の整備に 2.5 億円、最低賃金の引上げに向けた中小企業等への支援に 14 億円、危険ドラッグ対策の推進¹⁹に 3.9 億円、エボラ出血熱への対策強化²⁰に 5.4 億円など、計 1,810 億円計上されている。

(4) 平成 27 年度予算

ア 予算編成の基本方針

政府は平成 26 年 12 月 27 日、「平成 27 年度予算編成の基本方針」²¹を閣議決定した。同方針では社会保障経費について、「いわゆる『自然増』も含め聖域なく見直し、効率化・適正化²²を図り、平成 26 年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率 10% 引上げ時に想定されていた施策について消費税率 8% を前提に優先順位付けを行う。」とされた。

イ 政府案閣議決定

介護報酬改定、社会保障の充実・安定化、医療保険制度改革の推進に関する予算関連事項等の配分・内容については、平成 27 年 1 月 11 日の閣僚折衝を経て合意された。政府は同月 14 日、平成 27 年度予算を閣議決定した。

消費税率引上げに伴う増収分は、全て社会保障の充実と安定化に充てられることとなった。基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げ（年金特例公債元利償還費を含む）に 3.02 兆円のほか、残余については、「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」の合計と「後代への負担のつけ回しの軽減」におおむね 1 対 2 で按分された額が計上される（図表 3 参照）。「社会保障の充実」に充てる額も当初見込みの 1.8 兆円強から 1.35 兆円へ縮減し、概算要求段階で事項要求とされていた施策は優先順位を付けることで対応することとなった²³（図表 4 参照）。

・事業者への支援、地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化等を目的として平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された。

¹⁶ 財源については、赤字国債は発行せず、平成 25 年度剰余金や平成 26 年度税収の上振れ分などで対応されている。

¹⁷ 本文 4. (5) イ参照。

¹⁸ 本文 4. (5) エ参照。

¹⁹ 平成 27 年度予算要求事業の一部について前倒しで実施される。国立医薬品食品衛生研究所における分析機器の追加整備や地方厚生局麻薬取締部における鑑定機器の増設等が行われる。

²⁰ 国立感染症研究所のセキュリティ強化等が行われる。

²¹ 内閣総理大臣の諮問に応じ経済財政諮問会議が答申したものである。

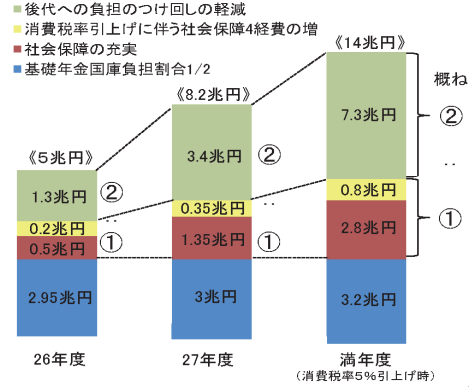
²² 同方針では、社会保障給付の効率化・適正化の取組として、①都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、②介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、③協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、④生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化等を通じて社会保障給付全体の水準を極力抑制することが挙げられている。

²³ 「社会保障の充実」に係る事項要求のうち、子ども・子育て支援新制度の実施、地域医療介護総合確保基金（医療分・介護分）、消費税財源の活用による介護報酬の改定、在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実、国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充、国民健康保険への財政支援の拡充、難病・小児慢性特定疾病対策等についてはおおむね想定通り実施することとなった。なお、過去の年金国庫負担繰延べの返済、雇用保険制度・求職者支援制度の国庫負担（本則 25%、現行 13.75%）の本則戻しに

図表3 平成27年度消費税増収分の内訳

〈27年度消費税増収分の内訳〉		《増収額計：8.2兆円》
○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円	
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円	
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円	
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円	

(参考) 算定方法のイメージ



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(出所)「平成27年度予算案の概要」(厚生労働省)

図表4 平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

事項	事業内容	平成27年度 予算案			(参考) 平成26年度 予算額	
		国分	地方分	合計		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	6	64	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	904	602	301	544	
		392	277	115	353	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	—	
		1,051	531	520	—	
		236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
被用者保険の拠出金に対する支援		109	109	0	—	
高額療養費制度の見直し		248	217	31	42	
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合計		13,620	6,786	6,833	4,962	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

(出所)「平成27年度予算案の概要」(厚生労働省)

については、今回も予算措置されなかった。

具体的には、子ども・子育て支援には手厚く配分する一方で、年金生活者支援給付金²⁴、年金受給資格期間の短縮²⁵については法定どおり消費税率10%への引上げ時に実施することとし、平成27年10月からの実施は見送られた。また、介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化については2段階に分け、平成27年度は対象者を絞った上で一部実施し、消費税率10%引上げ時に完全実施することとなった。

なお、「社会保障の充実」については、消費税率引上げによる増収分に加え、社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により財源を確保しつつ講ずるものとされているが²⁶、平成27年度予算では、消費税増収分の一部（1.35兆円）とプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲1,422億円）²⁷を財源として、「社会保障の充実」（1兆3,620億円）と「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」（1,320億円）に充てられることとなった。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）²⁸については1,693億円（給付費1,320億円、事務費373億円）が計上されている。また、子育て世帯に対する臨時特例給付措置²⁹に587億円（給付費489億円、事務費98億円）が計上されている。

4. 平成27年度予算の主要事項³⁰

（1）医療保険制度改革

国民会議報告書を踏まえたプログラム法では、医療保険制度改革に関し、①国民健康保険（以下「国保」という。）への財政支援の拡充、②国保の財政運営の都道府県への移行、③被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割、④全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）への国庫補助等を検討課題とし、次期医療計画の策定時期が平成30年度であることも踏まえ、必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずることとしている。

²⁴ 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」（平成24年法律第102号）に基づき、年金受給者のうち低所得・低年金高齢者等に福祉的な給付を行うものである。支給額は老齢年金生活者支援給付金が年金保険料納付済期間等に応じて月額最大5,000円、障害年金生活者支援給付金が月額5,000円（1級の場合は月額6,250円）、遺族年金生活者支援給付金が月額5,000円である。

²⁵ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）に基づき年金の受給資格期間を25年から10年に短縮するものである。

²⁶ プログラム法第28条。

²⁷ ▲1,422億円（公費ベース）の内訳は、後期高齢者支援金の総報酬割の拡大（▲604億円）、介護保険における所得に応じた利用者負担割合の引上げ（▲244億円）、所有する資産を勘案した補足給付の見直し（▲198億円）等である。

²⁸ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）第7条第1号ハに基づき、消費税率引上げに伴う低所得者への影響緩和のため、暫定的・臨時的に行われる給付措置である。平成26年度給付分（平成25年度補正予算で措置）は、消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月から1年半分の影響緩和のため給付されたものであるが、今回は平成27年10月から1年分の影響緩和のため給付される。市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）を対象に、一人につき6,000円が支給される。約2,200万人が対象となる。

²⁹ 平成27年度6月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たす者に係る児童手当の対象児童一人につき3,000円が支給される。対象児童は約1,630万人である。

³⁰ 4. 平成27年度予算の主要事項で示す予算額は、特に断りのない限り国費を示す。

国保については、被用者保険と比べ加入者の所得水準が低いことから保険料負担が重く、決算補填等のために市町村における一般会計からの法定外繰入額が約 3,500 億円（平成 24 年度）に達するなど、財政上の構造的問題を抱える。持続可能な医療保険制度を構築するため、国民皆保険制度の最後の担い手である国保の財政上の構造的問題を解決した上で、国保の財政運営の責任等を市町村から都道府県に移行することが大きな検討課題とされていた。この具体化に向けて、平成 26 年 1 月より「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」にて、厚生労働省（政務三役）と地方（知事・市長・町村長の代表）との間で議論が重ねられ、同年 8 月には「国民健康保険の見直しについて（中間整理）」が取りまとめられた。中間整理では、保険者支援制度の拡充（1,700 億円）の実施及びそれに加え更なる公費投入の実現等により国保の財政上の構造問題を解決することを前提とした上で、国保の財政運営を都道府県が担うこととする等の方向性が示された。

また、社会保障審議会医療保険部会においても国保改革を含めた検討が行われ、これらの結果を踏まえ、社会保障制度改革推進本部は平成 27 年 1 月 13 日、平成 27 年度から国保の財政基盤の強化を行うこと及び平成 30 年度から都道府県を国保の財政運営の責任主体とすること、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施、協会けんぽへの国庫補助率の安定化等を内容とする「医療保険制度改革骨子」を決定した。これを受け、平成 27 年度予算では同骨子に沿った措置がなされた。その後、同年 2 月 12 日、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」にて国保改革案が了承された。これらを踏まえ、医療保険制度改革関連法案が平成 27 年通常国会に提出される見込みである。

ア 医療保険制度の財政基盤の安定化等

（ア）国民健康保険への財政支援の拡充【社会保障の充実】

国保の財政基盤の安定化のため、保険料の軽減対象者数に応じた保険者支援制度の拡充³¹に公費ベースで 1,664 億円（国費：832 億円、地方費：832 億円）計上されている。これに加えて更なる公費の投入を平成 27 年度から行い（財政安定化基金に 200 億円）、平成 29 年度には、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し約 1,700 億円まで拡充する見通しである³²。国保の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移行する前年度（平成 29 年度）には、合計で約 3,400 億円まで拡充されることとなる。

（イ）後期高齢者支援金の総報酬割の拡大等【一部社会保障の充実】

³¹ 現在、7割軽減・5割軽減の対象者数に応じ、それぞれ当該市町村の平均保険料収納額の12%（7割軽減）、6%（5割軽減）に相当する額を補助しているが、2割軽減対象者についても財政支援の対象とし、補助率をそれぞれ平均保険料算定額の15%（7割軽減）、14%（5割軽減）、13%（2割軽減）とするものであり、保険料の応能分を引き下げ、保険料水準全体を抑制する効果がある。

³² 追加投入された公費を財源として、平成30年度から、財政調整機能の強化、自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援、財政安定化基金等による財政リスクの分散・軽減を実施する。財政安定化基金については、平成27年度から段階的に造成することとし平成27年度予算では200億円（全額国費）が計上された。

被用者保険者に係る後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とし、制度の持続可能性を確保する観点から、総報酬割部分(現行制度では3分の1)を平成27年度に2分の1、平成28年度に3分の2に引き上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施することとなる。協会けんぽの後期高齢者支援金負担に対する国庫負担³³については、平成27年度で▲604億円、平成28年度で約▲1,200億円、平成29年度で約▲2,400億円の財政効果が見込まれる。同時に、拠出金負担の重い被用者保険者を支援するため、「社会保障の充実」として109億円が計上され、全面総報酬割が実施される平成29年度には700億円まで拡充される予定である。

(ウ) 協会けんぽへの国庫補助の見直し

協会けんぽの保険給付費等に係る国庫補助に9,948億円が計上されている。現在、協会けんぽに対する国庫補助率を13%から16.4%へ引き上げる特例措置³⁴が取られているが、同特例措置は平成26年度末で期限切れを迎える。協会けんぽは厳しい財政状況から、国庫補助率の本則上限20%への引上げを要望していたが、財務省の試算では、協会けんぽの準備金残高が数年後には法定準備金の2倍となることから、財政制度等審議会で国庫補助率を13%へ段階的に戻すことが提案されていた。最終的に、「医療保険制度改革骨子」では、協会けんぽの財政不安定化による被保険者の負担増が景気へ与える影響を懸念し、16.4%の国庫補助率を当分の間維持することとなった。ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、平成27年度の国庫補助は、法定準備金(約6,500億円)を超過する準備金(約2,800億円)の16.4%相当(約461億円)を減額する措置が講じられる³⁵。

イ 保険料負担に関する公平の確保・保険給付範囲の見直し

(ア) 国民健康保険等の低所得者保険料(税)軽減措置の拡充【社会保障の充実】

国保及び後期高齢者医療の低所得者保険料(税)軽減措置の拡充について、612億円(全額地方費)³⁶が計上されている。これは、プログラム法の規定に基づき、「社会保障の充実」として、国保及び後期高齢者医療の低所得者保険料(税)の均等割(応益分)5割・2割軽減の対象者を拡大³⁷するもので、平成26年度から引き続き措置される。

(イ) 後期高齢者医療の低所得者保険料軽減措置の拡充

後期高齢者医療制度では予算措置により、世帯の所得に応じ国保よりも手厚い保

³³ 協会けんぽと健康保険組合・共済組合との財政力の違いに着目し、国庫負担がなされている。

³⁴ 「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第35号)により、協会けんぽに対し平成22~24年度まで財政支援措置(①国庫補助率を13%から16.4%へ引上げ、②後期高齢者支援金の負担方法の見直し(3分の1を各被用者保険者間の総報酬割とする))がなされ、さらに、「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第26号)により、同措置が2年間延長されている。

³⁵ 平成28年度以降は、法定準備金を超過する準備金残高がある場合において、さらに準備金が積み上がるときは、さらに積み上がる分の16.4%相当を翌年度の国庫補助から減額する。

³⁶ 国民健康保険で487億円、後期高齢者医療で125億円。

³⁷ 国民健康保険で約400万人、後期高齢者医療で約110万人と見込まれている。

除料軽減特例措置が設けられている³⁸。この特例措置のため、811億円が計上されている。本特例措置は、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充³⁹や年金生活者支援給付金⁴⁰と併せて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則として本則に戻される。

(ウ) 高額療養費制度の見直し【社会保障の充実】

高額療養費制度⁴¹の見直しについては、公費ベースで248億円（国費：217億円、地方費：31億円）が計上されている。平成26年度予算額42億円（公費）からの主な増加要因は、平成27年1月から実施されている措置が平年度化されることによる。一般所得層の所得区分の年収幅が大きいため中低所得層の負担が相対的に重く、負担能力に応じた負担を求める観点から、プログラム法の規定に基づき見直しが行われ、70歳未満の所得区分が3段階から5段階へ細分化された⁴²。

(2) 医療提供体制等

ア 地域医療介護総合確保基金（医療分）【社会保障の充実】

医療介護総合確保推進法⁴³の成立に伴い、地域における医療・介護機能の再編を推進するため、平成26年度から都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置された。同基金は、医療機関の施設整備等だけでなく、医療・介護従事者の確保や、在宅医療・介護サービスの充実などを幅広く対象とするものであり、医療分については介護分に先行し平成26年度から実施されている。公費ベースで平成26年度⁴⁴と同額の904億円（国費：602億円、地方費：301億円）が計上されており、介護分（後述）と合わせ1,628億円（公費）を積み増す。

イ 難病・小児慢性特定疾病への対応【社会保障の充実】

難病・小児慢性特定疾病への対応⁴⁵に、公費ベースで2,048億円⁴⁶計上されてい

³⁸ 均等割が本則によって7割軽減されている者については保険料の均等割が9割又は8.5割軽減されるとともに一定の所得以下の者の所得割が5割軽減され（平成27年度予算では719万人を対象とし601億円）、被用者保険の元被扶養者については均等割が9割軽減されている（平成27年度予算では171万人を対象とし210億円）。これらの特例措置については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、段階的な見直しを進めることについて検討することとされていたが、社会保障審議会医療保険部会等での検討を経て、平成27年1月13日、社会保障制度改革推進本部にて、平成29年度から原則的に本則に戻ることが決定された。

³⁹ 本文4.（3）イ（ア）参照。

⁴⁰ 本文3.（4）イ参照。

⁴¹ 家計の医療費の自己負担が過重とならないように、月ごとの自己負担限度額を超える部分について保険者から支払われる制度である。

⁴² 標準報酬月額が26万円以下で住民税が課税される者は自己負担減となる。

⁴³ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）

⁴⁴ 平成26年度予算では、消費税収を財源とした544億円に一般財源から360億円上乗せし904億円計上されていた。

⁴⁵ プログラム法に基づく措置として、平成26年通常国会において「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）が成立し、平成27年1月から難病及び小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成制度が開始された。難病については対象疾病を56疾病（約78万人）から約300疾病（約150万人）へ拡大する（平成27年1月1日の第

る。平成26年度予算額298億円（公費）からの主な増加要因は、平成27年1月から開始された新たな助成制度が平年度化されること及び平成27年夏頃に難病の対象疾病が110疾病から約300疾病へ拡大されることによる。

（3）介護

ア 介護報酬改定【一部社会保障の充実】

平成27年度は3年毎の介護報酬改定の年に当たり、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）（以下「骨太の方針2014」という。）を踏まえ⁴⁷、慢性的な人材供給不足⁴⁸に陥っている介護職員の処遇改善や収支差率が比較的高いとされている特別養護老人ホームや通所介護（デイサービス）の報酬の適正化等が焦点とされていた。

平成26年12月25日に財政制度等審議会が財務大臣へ提出した「平成27年度予算の編成等に関する建議」では、「介護サービス全体の平均収支差率⁴⁹は+8%程度となっており、一般の中小企業の水準（+2～+3%）を大幅に上回っている」ことから、「介護報酬の基本部分については（中略）少なくとも▲6%程度の適正化を図るべき」とされた。また、「特別養護老人ホームの約95%を経営する社会福祉法人において、巨額の内部留保が蓄積されている」ことを踏まえ、「国民負担を原資として、内部留保を徒に蓄積させることは適当でなく（中略）社会福祉法人の内部留保が現在の水準から更に蓄積しないよう、特別養護老人ホームなどの報酬の基本部分を大幅に引き下げる必要がある」とされた。

内部留保と収支差率を根拠に基本部分で▲6%程度の引下げを主張する財務省に対し、大幅な引下げに反対する厚生労働省との溝は埋まらず、与党内からも引下げに慎重な意見が出されていた⁵⁰。

平成27年1月11日、財務大臣と厚生労働大臣による閣僚折衝により、全体の改定率については▲2.27%⁵¹とすることで決着し、過去最大の下げ幅には至らなかった⁵²。

一次実施で110疾病まで指定し、平成27年夏頃の第二次実施により約300疾病まで拡大する。小児慢性特定疾病については514疾病（約11万人）から704疾病（約15万人）へ拡大する（514疾病を細分化・整理（対象者は同じ）した上で、新たに107疾病を追加する）。

⁴⁶ 新たな難病の医療費助成制度においては生活保護受給者についても対象となったため、生活保護における医療扶助の減額分が加味される。内訳は、国費894億円（難病分約1,111億円、医療扶助約▲391億円、小児慢性分約173億円）、地方費1,154億円（難病分約1,111億円、医療扶助約▲130億円、小児慢性分約173億円）となる。

⁴⁷ 骨太の方針2014には、平成27年度介護報酬改定について、「社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。」とある。

⁴⁸ 平成26年11月現在、介護関連職種（ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等）の有効求人倍率（全国平均）は2.51倍であり、全体平均（1.04倍）の2倍以上の水準である。

⁴⁹ 財務省の試算によると、平成26年度介護事業経営実態調査結果及び介護給付費実態調査（平成26年4月審査分）に基づく全介護サービスの収支差率加重平均は+8%程度とされている。

⁵⁰ 『日本経済新聞』（平27.1.7）、『産経新聞』（平27.1.8）

⁵¹ 平成27年度改定による介護費用の減少がもたらす国民負担軽減効果（平年度ベース）は▲0.24兆円程度とされている（保険料▲0.10兆円、利用者負担▲0.02兆円、国費▲0.06兆円、地方費▲0.06兆円）。（財

改定率の内訳は、介護職員処遇改善加算の拡充（月額＋1.2万円相当）に＋1.65%⁵³、中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算の拡充に＋0.56%⁵⁴、介護事業者の収支状況等を踏まえた適正化等で▲4.48%⁵⁵である。

イ 保険給付範囲と利用者負担の見直し

（ア）介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化【社会保障の充実】

医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年4月から、低所得者の介護保険第1号保険料の負担軽減措置が強化される⁵⁶。消費税率引上げ延期に伴い、平成27年度は特に所得の低い人を対象に一部実施し、平成29年度に完全実施する。平成27年度予算では、公費ベースで221億円（国費：110億円、地方費：110億円）が計上されている。

（イ）所得に応じた利用者負担割合の引上げ

介護保険の利用者負担割合は1割であるが、医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年8月より、一定以上の所得⁵⁷がある者については、利用者負担を2割に引き上げることとなった。また、利用者負担に上限を設定する高額介護サービス費に関して、医療保険の現役並み所得に相当する者に係る上限が、現在37,200円であるところ、平成27年8月から44,000円に引き上げる。これらの見直しにより、平成27年度予算では、公費ベースで▲244億円（国費：▲123億円、地方費：▲121億円）の財政効果を見込んでいる。

（ウ）所有する資産を勘案した補足給付の見直し

医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年8月より、介護施設入所者に対する補足給付について、預貯金等の資産（ストック）を勘案し、給付の対象者を見直す。一定以上預貯金がある等の場合は補足給付の対象外になる。平成27年度予算では、公費ベースで▲198億円（国費：▲100億円、地方費：▲98億円）の財政効果を見込んでいる。

務省「平成27年度社会保障関係予算のポイント」)

⁵² 引下げは平成18年度以来となる。過去の介護報酬改定率の推移は、平成15年度▲2.3%、平成17年度▲1.9%、平成18年度▲0.5%、平成21年度＋3.0%、平成24年度＋1.2%、平成26年度＋0.63%（消費税対応）。

⁵³ 「社会保障の充実」として、784億円（公費ベース）が充てられる。

⁵⁴ 「社会保障の充実」として、266億円（公費ベース）が充てられる。

⁵⁵ 平成27年度予算での国費への影響額は▲1,100億円程度と見込んでいる。

⁵⁶ 現在、介護保険の第1号保険料に係る低所得者の負担軽減については、被保険者内での負担配分の調整（保険料財源の枠内で所得に応じた段階的な保険料設定）により、最大で平均保険料の2分の1まで軽減されているところ、今回の見直しでは、国民健康保険や後期高齢者医療と同様に公費を投入し、更なる保険料の軽減を図るものである。平成27年4月より、市町村民税非課税世帯のうち本人の年金収入等が80万円以下の者等（65歳以上の約2割）を対象として負担軽減（5割軽減→5.5割軽減）を実施し、平成29年4月には市町村民税非課税世帯全体（65歳以上の約3割）を対象として、更なる負担軽減（最大7割軽減）を実施する。

⁵⁷ 利用者負担割合引上げの対象となる所得額は、原則として65歳以上高齢者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合280万円以上とする等の例外あり）となる。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

ウ 地域医療介護総合確保基金（介護分）【社会保障の充実】

地域医療介護総合確保基金のうち介護分については、公費ベースで724億円（国費：483億円、地方費：241億円）が計上されている。第6期介護保険事業計画に合わせ、地域の実情に合わせた介護施設等の整備⁵⁸や介護従事者の確保に関する事業について平成27年度から実施される。

エ 認知症対策【一部社会保障の充実】

政府は平成27年1月、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」⁵⁹を策定した。同プランの着実な実施のため、介護保険制度の地域支援事業として、認知症初期集中支援チーム⁶⁰の増設（100か所から316か所）及び認知症地域支援・ケア向上推進事業の拡大（470か所から580か所）に公費ベースで56億円（国費：28億円、地方費：28億円）が計上された。また、認知症疾患医療センターの整備（300か所から366か所）に6.4億円が計上されている。

（4）年金

ア 基礎年金国庫負担割合2分の1

年金機能強化法⁶¹により、平成26年度から基礎年金の国庫負担割合が2分の1に恒久化され、平成27年度予算においては消費税増収分から3.02兆円が賄われる。国庫負担割合2分の1と36.5%との差額に2兆7,323億円⁶²、年金特例公債元利償還費⁶³に2,891億円が賄われている。

イ マクロ経済スライドの発動による年金額の調整

平成27年度の年金額の改定率は、賃金変動率+2.3%⁶⁴、特例水準⁶⁵解消（▲0.5%）、

⁵⁸ 地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設（広域型を含む）の開設準備等に必要な経費、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修に必要な経費等の助成を行う。

⁵⁹ 平成24年に公表された「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」は厚生労働省による医療・介護を中心とした内容だったが、新たなプランでは認知症の人の暮らし全般を支える総合的なものとして、各省庁が連携して取り組む。また、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動も推進する。

⁶⁰ 複数の専門職（保健師、介護福祉士等）が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

⁶¹ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）

⁶² うち、社会保障関係費は26,450億円。

⁶³ 平成24年度及び25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%分との差額に要する費用を賄うため、消費税増税により得られる収入を償還財源として年金特例公債が発行された。

⁶⁴ 新規裁定者（67歳以下）の年金額は賃金変動率によって改定し、既裁定者（68歳以上）の年金額は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定する。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金変動率より物価変動率が大きい場合には、既裁定者の年金額も賃金変動率で改定される。平成27年度の年金額は、賃金変動率（+2.3%）よりも物価変動率（+2.7%）が大きいいため、新規裁定年金・既裁定年金ともに、賃金変動率によって改定される。

⁶⁵ 年金支給額については、その実質的価値を保障するため、年平均全国消費者物価指数（総合）の対前年変動率に応じて翌年度の支給額に反映させる仕組み（物価スライド制）があるが、物価が下落したにもかかわらず特例的に年金支給額を据え置く措置が平成12年度から14年度にかけて講じられた。同特例措置の累積分は2.5%であるが、平成24年に成立した、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す

マクロ経済スライド⁶⁶によるスライド調整率▲0.9%により、+0.9%⁶⁷となった。

平成16年の年金制度改正時に導入されたマクロ経済スライドによる給付調整については、特例水準解消後に開始されるため、これまで発動されてこなかった。平成27年4月に特例水準が解消され、また、物価変動率⁶⁸が対前年比で+2.7%、賃金変動率が+2.3%となったことから、平成27年4月からマクロ経済スライドを発動する要件が整った。なお、平成27年度予算では、マクロ経済スライド発動による財政効果を▲831億円⁶⁹と見込んでいる。

(5) 子育て支援

ア 子ども・子育て支援新制度の実施等【社会保障の充実】

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法⁷⁰に基づき、平成27年4月から、幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が施行される。新制度により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）⁷¹及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）⁷²が創設される。また、市町村が地域の实情に応じて実施する事業を「地域子ども・子育て支援事業」⁷³として法律上に位置付け、財政支援を拡充する。新制度では、子ども・子育て支援法上の事務の企画立案から執行までを一元的に内閣府が所管するため⁷⁴、施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業、児童手当等の経費は、内閣府予算に計上されている⁷⁵。

新制度の実施等では、保育の定員拡大等（量的拡充）と人員配置基準の見直しや

る法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準を段階的に解消することとなった（平成25年10月に▲1.0%、平成26年4月に▲1.0%、平成27年4月に▲0.5%）。

⁶⁶ 上限が固定された保険料を前提におおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金支給に支障のない程度の積立金（給付費1年分）を保有できるよう、賃金や物価の上昇による年金額の伸びからスライド調整率を差し引いて年金額を一定期間にわたって自動的に調整するものである。スライド調整率は、現役世代の減少率（保険料負担力の低下）や平均余命の伸び（給付の増大）を勘案して算出される。なお、マクロ経済スライドによる調整は名目下限があり、前年度の年金額を額面で下回らないこととなっている。

⁶⁷ 平成27年度予算では、改定率を1.0%と見込んで所要額を計上している。

⁶⁸ 平成26年平均の全国消費者物価指数（総合指数）。

⁶⁹ 給付費ベースで▲3,481億円である。

⁷⁰ 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

⁷¹ 幼稚園と保育所に対する財政措置はそれぞれ学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきたが、新制度では、共通の給付（施設型給付）を創設し、財政支援を一本化する。

⁷² 6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」に加え、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」について財政支援の対象とする。

⁷³ 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等が挙げられる。

⁷⁴ 内閣府に「子ども・子育て本部」が設置され、新制度の一元的な実施を行う予定である。

⁷⁵ 厚生労働省予算としては、保育所等の施設整備費等が挙げられる。

保育士の処遇向上等（質の改善）を図るため年間1兆円超程度⁷⁶の追加財源が必要とされている。このうち0.7兆円程度については、消費税増収分を財源として⁷⁷、消費税率10%への引上げ後には、量的拡充に約0.4兆円、質の改善に約0.3兆円を充てることとされている⁷⁸。消費税率引上げ延期の決定に伴い、消費税増収分の配分が注目されたが、安倍内閣は子ども・子育て支援を重要施策と位置付けており、結果として、公費ベースで、量的拡充に3,027億円、質の改善に1,817億円⁷⁹の計4,844億円（国費：2,195億円、地方費：2,649億円）⁸⁰が計上された。

また、子育て支援関連の「社会保障の充実」としては、社会的養護の充実⁸¹に公費ベースで283億円（国費：142億円、地方費：142億円）、育児休業中の経済的支援の強化⁸²に公費ベースで62億円（国費：56億円、地方費：6億円）が計上されている。

イ 待機児童解消策の推進

待機児童解消等の推進など保育の充実に892億円が計上されている。待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」⁸³の取組を進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修により、平成27年度に約8.2万人分の受入児童数の拡大を図るとともに、「保育士確保プラン」⁸⁴に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援を実施するなど、保育士確保対策が推進される。

ウ 放課後児童対策【一部社会保障の充実】

⁷⁶ 社会的養護の充実（児童養護施設等における職員配置基準や職員給与等の改善等）を含む。

⁷⁷ 国民会議報告書では、「一体改革の中に、子育て支援が位置づけられ、子ども・子育て支援新制度を設けて、恒久財源の確保が決定されたことは、歴史的に大きな一歩である」とされている。

⁷⁸ 子ども・子育て関連3法に対する参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会での附帯決議において、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円程度の財源が必要であり、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の確保について、政府は最大限努力するものとする旨盛り込まれている。政府においても、平成25年6月に決定された「少子化危機突破のための緊急対策」において「1兆円超程度の確保に努める」こととされており、骨太の方針2014においても、新制度に基づく財源の確保について、「消費税分以外も含め適切に対応していく」とされている。なお、追加的に確保するとされている0.3兆円超は質の改善に充てるものとされている。

⁷⁹ 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の改善」事項を全て実施することとされた。保育士、幼稚園教諭の給与改善（+3%）、3歳児に対する職員配置の改善（20:1→15:1）などが実施される。

⁸⁰ 国費分2,195億円は内閣府予算に計上されている。

⁸¹ 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等を図るため、職員配置基準の改善（5.5:1→4:1等）や民間児童養護施設の職員給与等の改善を行う。

⁸² 育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6か月間について、50%から67%へ）を図るものである。

⁸³ 平成25年度から保育需要のピークが見込まれる29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保し待機児童解消を目指すものである。平成25・26年度を「緊急集中取組期間」とし約20万人分の受け皿を確保し、平成27年度には約8.2万人分の受け皿を確保する予定である。なお、約8.2万人分のうち約1万人分の受け皿確保のための費用は、平成26年度補正予算にて前倒しで措置している。

⁸⁴ 「待機児童解消加速化プラン」による保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るため平成27年1月に策定された。平成29年度までに新たに必要となる6.9万人の保育士を確保することを目標とする。目標達成のため、保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化、保育士試験の年2回実施の推進、保育士に対する処遇改善等を実施する。

「放課後子ども総合プラン」⁸⁵に基づき放課後児童クラブの計画的な整備等を図るため、575億円⁸⁶が計上されている。

エ その他

「子育て世代包括支援センター」⁸⁷の整備や退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業等による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため17億円が計上されている。また、小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みが、新制度の施行に併せて創設される。この研修制度の創設のため6.5億円が計上されている。

(6) 雇用・労働

ア 労働市場インフラの強化

「日本再興戦略」(平成25年6月24日閣議決定)において、雇用政策の基本を行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へと転換することとし、成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるため、雇用調整助成金⁸⁸と労働移動支援助成金⁸⁹の予算規模を平成27年度までに逆転させるとしていた。平成27年度予算においては、雇用調整助成金に192億円⁹⁰、労働移動支援助成金に349億円⁹¹が計上されており、予算規模で逆転が実現した。

また、労働市場のマッチング機能強化のため、ハローワークが保有する求職情報を、民間職業紹介事業者や地方自治体に対して提供するための仕組みの構築等に21億円が計上されている⁹²。

さらに、個人主導のキャリア形成を支援するため、ジョブ・カード⁹³を生涯を通じ

⁸⁵ 小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、平成26年7月、厚生労働省及び文部科学省が共同で策定した。厚生労働省が所管する放課後児童クラブについて、余裕教室等を活用し、平成31年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図ること等を目標としている。

⁸⁶ 内閣府予算に計上されている。

⁸⁷ 保健師・ソーシャルワーカー等の専門家らが1か所(ワンストップ)で子育て世代の支援を行う拠点の整備を進め、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施する。緊急的取組として平成26年度補正予算で50か所、平成27年度予算で150か所まで拡大し、その後全国展開を目指すとする。

⁸⁸ 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成するものであり、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。

⁸⁹ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者の早期再就職を目的とする。

⁹⁰ 平成24年度実績：1,136億円、平成25年度実績：541億円、平成26年度予算：545億円。

⁹¹ 平成24年度実績：2.4億円、平成25年度実績：2億円、平成26年度予算：301億円。

⁹² 求人情報については、平成26年9月から求人事業主の希望に応じ、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に対しオンラインで提供されている。

⁹³ ジョブ・カードは、「履歴シート」「職務経歴シート」「キャリアシート」などから成る。シートに必要な事項を記入した上で、ハローワーク等でキャリア・コンサルティングを受け、必要があれば企業実習と座学を組み合わせた職業訓練(職業能力形成プログラム)を受講する。主にフリーター等の職業能力の形成機会に恵まれない者に対する支援策として平成20年に創設されたが、現在では求職者・在職者・学生等まで対象を拡大し普及が図られている。制度創設時からの累計で約111万人(平成26年5月時点)に交付されている。

た職業生活設計等に活用できるように見直し、見直し後のジョブ・カードを活用したキャリア形成の仕組みを導入・実施した事業主等に対する助成制度の創設に 55 億円が計上されている。

イ 女性の活躍推進

女性の登用状況等に関する企業情報のデータベース化や企業における女性活躍推進に関する取組を支援するための助成金等に 8.5 億円が計上されている。なお、『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）では、女性の活躍推進が大きな柱として掲げられており、同戦略では「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」の実現を目標としている。

ウ 地方創生

「地域しごと創生プラン（仮称）」⁹⁴の推進のため、94 億円が計上されている。これは、人口減少に伴う地方の雇用課題に総合的に対応するため、地方自治体が創意工夫を活かして行う地域資源を活用した雇用機会の創出、大都市圏における地方就職希望者の掘り起こしと、ハローワークのネットワークを活用した地方求人へのマッチング、公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成プログラムの開発・実施に係る支援等を行うものである。

エ 若年者

地域若者サポートステーション（サポステ）⁹⁵事業の強化に 39 億円が計上されている。これは、ニート支援の拠点としてハローワークとの連携や職場体験の充実を図るとともに、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援の全国展開等を図るものである。なお、若年者雇用対策のための法案が平成 27 年通常国会に提出される見込みである。

オ 非正規雇用

「正社員実現加速プロジェクト」の推進のため、321 億円が計上されている。これは、「勤務地・職務限定正社員」制度を新たに導入する企業等に対する助成、派遣労働者の正社員転換や非正規雇用労働者の賃金テーブルの改善を促進するためのキャリアアップ助成金の拡充、非正規雇用労働者の就業経験等に応じた公共職業訓練の実施、成長分野で求められる人材育成を推進するとともに、非正規雇用労働者の人材育成の更なる支援のためのキャリアアップ助成金の拡充等行うものである。

（7）障害者支援等

自立支援給付（障害福祉サービス）として、前年度比 258 億円増の 9,330 億円が計

⁹⁴ なお、平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成32年までの5年間の累計で、地方に若者向けの安定した雇用を30万人分創出すること等を目標としている。

⁹⁵ 就労に不安を抱える15～39歳の若者を対象に、キャリア・コンサルタントなどによる相談、コミュニケーション訓練、協力企業での職場体験等の就労支援を行う。厚生労働省が認定したNPO法人等が実施する。

上されている。平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、財務省は当初マイナス改定を目指していたが⁹⁶、大臣折衝の結果、障害分野については小規模な事業所が多いこと、制度創設以降 10 年が経過していないこと等に鑑み⁹⁷、全体の改定率は±0%に据え置かれることで決着した。この中で、月額+1.2 万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充（改定率+1.78%に相当）を行う一方、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じた適正化がなされる。

（8）生活保護・生活困窮者対策

生活保護費負担金として前年度比▲188 億円の 2 兆 8,635 億円が計上されている。生活扶助基準については、平成 25 年 8 月から 3 段階で行う適正化の第 3 段階に併せ⁹⁸、国民の消費動向などの社会経済情勢等を総合的に勘案し、平成 27 年 4 月から改定される。住宅扶助基準や冬季加算については、社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果を踏まえ、平成 27 年度から見直される。住宅扶助基準については、各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民間借家を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえた見直しにより、平成 27 年度は▲32 億円⁹⁹の財政効果を見込んでいる。暖房費に相当する冬季加算については、一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえた見直しにより、平成 27 年度は▲34 億円の財政効果を見込んでいる。

生活困窮者対策については、平成 27 年 4 月から施行される生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、いわゆる「第 2 のセーフティネット」を強化するため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化への取組として 400 億円¹⁰⁰が計上されている。

5. おわりに

プログラム法では、団塊の世代¹⁰¹が全て 75 歳を迎える 2025（平成 37）年を見据え、医療・介護等の分野の改革に関する平成 29 年度までの工程が示されており、逐次所要の措置が講じられている。平成 26 年 7 月からの社会保障制度改革推進会議では、プログラム法に盛り込まれた改革の進捗状況の確認や 2025 年を展望した中長期の改革について課題の整理・検討が行われている。今後も、社会保障給付費については、高齢化等に伴い増大が見込まれ、その財源の確保¹⁰²や重点化・効率化をめぐる議論が

⁹⁶ 『毎日新聞』（平27.1.11）、『朝日新聞』（平27.1.12）

⁹⁷ 厚生労働大臣記者会見（平27.1.11）

⁹⁸ 3か年の合計で▲670億円（国費ベース）の削減効果を見込んでいる。

⁹⁹ 平年度（平成30年度）ベースで▲185億円と見込んでいる。

¹⁰⁰ 地方費も含めた事業費ベースでは612億円。

¹⁰¹ 1947（昭和22）年から1949（昭和24）年までの3年間に出生した世代。

¹⁰² 改革推進法第2条において「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平にかかち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消

避けられないであろう。

政府は、2020(平成32)年に向けた財政健全化目標¹⁰³を達成するための計画を平成27年夏までに策定する予定であり、当計画により社会保障を含めた歳出改革を行うこととしている¹⁰⁴。高齢化等に伴う社会保障給付費の増加への対応が求められている中、引き続き、社会保障に対する信頼と制度の持続可能性の両立に向けた取組に注目したい。

【参考文献】

根岸隆史「社会保障制度改革の課題と今後の展望—社会保障制度改革国民会議報告書とプログラム法案の骨子—」『立法と調査』(2013.10) No.345

金子和裕「平成27年厚生労働行政の主な課題について—医療保険制度改革、年金制度改革、労働時間法制の見直しetc.—」『立法と調査』(2015.1) No.360

(よしなり としはる)

費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」と規定されている。

¹⁰³ 「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月8日閣議了解)

¹⁰⁴ 『日本経済新聞』(平27.1.23)